

1 第217回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第217回国会（常会）は、令和7年(2025年)1月24日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月22日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、4 常任委員長（外交防衛、厚生労働、予算、決算）の辞任及び選挙、7 特別委員会（災害対策、ODA 沖縄北方、政治改革、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、7 特別委員会（震災復興・災害対策、政治改革、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、原子力、地域・こども・デジタル）の設置等が行われた。

（政府4演説）

1月24日、衆参両院の本会議で、石破内閣総理大臣の施政方針演説、岩屋外務大臣の外交演説、加藤財務大臣の財政演説及び赤澤国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で1月27日及び28日、参議院で1月28日及び29日にそれぞれ行われた。

（令和7年度総予算）

令和7年度総予算は、1月24日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月4日、予算委員会において一般会計予算（閣予第1号）及び特別会計予算（閣予第2号）は修正議決すべきもの、政府関係機関予算（閣予第3号）は可決すべきものとされ、同日の本会議において、閣予第1号及び同第2号は修正議決、閣予第3号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月5日から予算委員会において質疑が行われ、3月31日に、閣予第1号は修正議決すべきもの、閣予第2号及び同第3号は可決すべきものとされた。同日の本会議において、閣予第1号は修正議決の上、衆議院に回付され、閣予第2号及び同第3号は可決の上、成立した。

衆議院では、3月31日の本会議において、閣予第1号における参議院の修正に同意することに決定し、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（大臣の辞任及び就任）

江藤拓農林水産大臣が5月21日辞任、後任として小泉進次郎衆議院議員が就任した。

（租税特別措置法案をめぐる動き）

6月19日、衆議院財務金融委員会において、「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」（衆第53号）【立憲、維新、国民、共産、参政及び保守の6派共同提出】の趣旨説明を聴

取した。6月20日に質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月20日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に提出された。

参議院では、同日、本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、趣旨説明を聴取し、6月21日に質疑を行った。

同日、立憲、維新及び民主から、財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案が提出されたが、その後の議院運営委員会において、同決議案の委員会審査省略要求の件は否決された。

6月22日には会期末を迎え、同法律案及び同決議案は審査未了となった。

2 予算・決算

(1) 令和7年度総予算

令和7年度総予算3案は、1月24日、衆議院に提出され、1月30日に衆議院予算委員会において、趣旨説明を聴取し、1月31日から質疑を行った。2月28日、自民及び公明の2派共同提出の一般会計予算（閣予第1号）及び特別会計予算（閣予第2号）に対する両修正案並びに立憲が提出した閣予第1号及び同第2号に対する両修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、3月3日から同予算3案並びに自民及び公明の2派共同提出の両修正案及び立憲提出の両修正案について質疑を行い、3月4日に質疑を終局した。続いて、れ新及び共産がそれぞれ提出した編成替動議（2件）の趣旨弁明を聴取し、同予算3案、動議2件及び各修正案に対する討論を行い、採決の結果、動議2件及び立憲提出の両修正案をそれぞれ否決、閣予第1号及び同第2号について、自民及び公明が共同提出した両修正案を可決し、修正議決すべきものと決定し、政府関係機関予算（閣予第3号）は原案どおり可決すべきものと決定した。

3月4日の本会議において、討論を行い、採決の結果、閣予第1号及び同第2号は修正議決、閣予第3号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、3月5日に趣旨説明並びに閣予第1号及び同第2号の衆議院における修正部分の説明を聴取した後、基本的質疑（石破内閣総理大臣以下全大臣出席）を同日及び6日に、その後、一般質疑（石破内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を3月7日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を3月12日、18日及び26日に行った。

このほか、集中審議（石破内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月10日（石破内閣の基本姿勢）、14日（物価高・経済・通商政策等）、17日（教育・社会保障等現下の諸課題）、19日（外交・安全保障等を含む内外の諸課題）、21日（内外の諸課題）、27日（石破内閣の基本姿勢）及び28日（内外の諸課題）に行った。

また、3月13日に公聴会を行ったほか、3月24日及び25日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月28日には、締めくくり質疑（石破内閣総理大臣及び関係大臣出席）を行った後、自民及び公明の2派共同提出の閣予第1号に対する修正案の趣旨説明を聴取した。3月31日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、閣予第1号を修正議決すべきものと決定し、閣予第2号及び同第3号は原案どおり可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、討論を行い、採決の結果、閣予第1号は修正議決され、衆議院に回付された。また、閣予第2号及び同第3号は可決され、成立した。

閣予第1号に対する参議院の修正の内容は、高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせるため、一般会計予算の歳出について、医療保険給付諸費の増額、予備費の減額を行うものである。

衆議院では、3月31日の本会議で、閣予第1号について、質疑を行った後、参議院の修正に同意することに決定し、成立した。

参議院で修正された予算案が、衆議院の同意を得て成立するのは、現行憲法下で初めてのことであった。

（２）令和５年度決算

令和５年度決算外２件は、第216回国会の令和６年11月29日に提出された後、参議院では、第216回国会の令和６年12月20日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の令和７年４月７日には、石破内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、４月９日から５月19日まで６回にわたり省庁別審査を、５月26日に准総括質疑を行い、６月９日には締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、令和５年度決算は是認すべきものと、４項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで令和５年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、令和５年度国有財産関係２件は、いずれも是認すべきものと決定した。

６月11日の本会議において、討論を行い、採決の結果、令和５年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、令和５年度国有財産関係２件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、４月７日の決算委員会では、令和４年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

令和５年度予備費関係４件は、５月26日の決算委員会で概要説明を聴取した後、令和５年度決算外２件と一括して質疑を行い、同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

５月28日の本会議において、令和５年度予備費関係４件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出59件のうち、58件が成立した（成立率98.3%）。常会としては、令和3年（2021年）以降5年連続で成立率が95%を超えた。

参議院議員提出法律案は、今国会提出11件のうち、2件が成立した（成立率18.2%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出66件、継続18件のうち、15件が成立した（成立率17.9%）。

条約は、今国会提出13件の全てが承認された。

承認案件は、今国会提出3件の全てが承認された。

決議案は、今国会提出2件のうち、1件が可決された。

（1）令和7年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第1号）、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（閣法第2号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）は2月4日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第1号について、2月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。2月18日に立憲提出の修正案の趣旨説明を聴取し、2月25日から修正案について質疑を行った。3月4日に、立憲提出の修正案の撤回を許可した後、自民及び公明の2派共同提出の修正案並びに立憲及び国民の2派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、立憲及び国民の2派共同提出の修正案を否決した後、自民及び公明の2派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、2月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、2月20日から質疑を行った。また、同日、立憲提出の閣法第2号に対する修正案の趣旨説明を聴取し、2月25日から両法律案及び閣法第2号に対する修正案について質疑を行った。3月4日に、立憲提出の修正案の撤回を許可した後、閣法第2号に対する立憲及び国民の2派共同提出の修正案並びに閣法第3号に対する自民及び公明の2派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び両修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、両法律案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第2号に対する立憲及び国民の2派共同提出の修正案を否決し、閣法第2号は原案どおり可決すべきものと決定した後、閣法第3号に対する自民及び公明の2派共同提出の修正案を可決し、閣法第3号は修正議決すべきものと決定した。

3月4日の本会議において、閣法第2号及び同第3号の討論の後、閣法第2号は可

決、同第3号は修正議決され、次いで、閣法第1号が討論の後、修正議決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第1号について、3月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、3月13日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、3月24日から質疑を行った。3月27日に質疑を終局した後、3月31日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第2号及び同第3号については、3月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、3月24日に趣旨説明及び閣法第3号の衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。3月25日に質疑を終局した後、3月31日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、閣法第1号は討論の後、可決され、次いで、閣法第2号及び同第3号はいずれも可決され、上記3法律案は成立した。

（２）情報処理促進法等改正案

人工知能関連技術等による情報処理の高度化を推進するための環境の整備を図るため、指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組及び高度な情報処理の性能を有する設備の導入に対する支援措置を講じるとともに、これらの支援措置を含む先端的な半導体の安定的な生産の確保等の施策に係る措置に必要な財源を確保するための措置等を講じる「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第11号）が、2月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月25日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、3月26日に趣旨説明を聴取し、3月28日から質疑を行った。4月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、4月17日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月24日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月25日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（３）能動的サイバー防御法案及び同整備法案

インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用 の進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大して

いることに鑑み、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図るため、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針の策定、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告の制度、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱いに関するサイバー通信情報監理委員会による審査及び検査、当該通信情報等を分析した結果の提供等について定める「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（閣法第4号）、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行う「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（閣法第5号）が、2月7日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、3月18日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、3月19日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。4月3日には内閣委員会総務委員会安全保障委員会連合審査会において質疑を行った。4月4日に質疑を終局した後、閣法第4号に対する自民、立憲、維新、国民、公明及び有志の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、閣法第4号について、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。次に閣法第5号を可決すべきものと決定した。

4月8日の本会議において、両法律案は討論の後、閣法第4号は修正議決、閣法第5号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月18日の本会議で両法律案について、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された内閣委員会で、4月22日に趣旨説明及び閣法第4号の衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月13日には内閣委員会、総務委員会、外交防衛委員会連合審査会において質疑を行った。5月15日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

（４）教職員給与特措法等改正案

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第9号）が、2

月 7 日、衆議院に提出された。

衆議院では、4 月 10 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、4 月 11 日に趣旨説明を聴取し、4 月 16 日から質疑を行った。5 月 14 日に、自民、立憲、維新、国民及び公明の 5 派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5 月 15 日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5 月 21 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、5 月 22 日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6 月 10 日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6 月 11 日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（５）災害対策基本法等改正案

令和 6 年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講じる「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（閣法第 17 号）が、2 月 14 日、衆議院に提出された。

衆議院では、4 月 1 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会で、4 月 9 日に趣旨説明を聴取し、4 月 15 日から質疑を行った。4 月 16 日に質疑を終局した後、立憲、共産及び有志の 3 派共同提出の修正案並びに新提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について、討論を行い、採決の結果、両修正案をそれぞれ否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4 月 17 日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4 月 25 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された災害対策特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、5 月 9 日から質疑を行った。5 月 23 日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5 月 28 日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（６）日本学術会議法案

学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に

寄与するため、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことを目的とする法人として、日本学術会議を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定める「日本学術会議法案」（閣法第36号）が、3月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、4月23日に趣旨説明を聴取し、4月25日から質疑を行った。5月9日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月13日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月28日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、5月29日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月3日に、立憲提出の修正案について趣旨説明を聴取し、6月5日から原案及び修正案について質疑を行った。6月10日に質疑を終局した後、原案及び修正案について、討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（7）下請代金支払遅延等防止法等改正案

中小企業の取引の適正化を図るため、下請事業者その他の用語を中小受託事業者等に改めるとともに、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止等を行うほか、振興事業計画における支援対象への運送委託に係る事業者の追加等を行う「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」（閣法第48号）が、3月11日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、4月16日から質疑を行った。4月18日に質疑を終局し、自民、立憲、維新、国民、公明及び有志の6派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月24日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、5月13日に、趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。5月15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（８）食品流通取引法等改正案

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者が食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に関する計画の認定制度を設け、認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例等の措置を講じるとともに、食品等の取引の適正化の一層の推進を図るため、飲食料品等事業者等が講ずべき措置等を定め、併せて、飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成等の業務を行う団体の認定制度の創設、卸売市場における当該指標の公表等の措置を講じる「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案」（閣法第45号）が、３月７日、衆議院に提出された。

衆議院では、４月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、４月23日から質疑を行った。５月13日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

５月15日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、５月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、６月３日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。６月10日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

６月11日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（９）国民年金法等改正案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の拠出限度額の拡充等の措置を講じる「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第59号）が、５月16日、衆議院に提出された。

衆議院では、５月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、５月21日から質疑を行った。５月28日に、自民、立憲及び公明の３派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。５月30日に質疑を終局した後、国民提出の修正案及び共産提出の修正案についてそれぞれ趣旨説明を聴取し、原案及び各修正案について討論を行い、採決の結果、共産提出の修正案及び国民提出の修正案をそれぞれ否決し、自民、立憲及び公明の３派共同提出の修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月30日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月4日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、6月5日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。6月12日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月13日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(10) 決議案

参議院では、5月28日の本会議において、「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案」が可決された。

4 調査会

第210回国会に設置された「外交・安全保障に関する調査会」、「国民生活・経済及び地方に関する調査会」及び「資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会」は、それぞれ6月4日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、6月13日の本会議で各調査会長が報告を行った。

(外交・安全保障に関する調査会)

外交・安全保障に関する調査会は、「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目に行われた調査の概要のほか、これまでの調査を踏まえ、「新たな国際秩序の在るべき姿とその構築に向けたアプローチ」、「核軍縮・不拡散をめぐる対応」、「対人地雷禁止条約等をめぐる対応」、「AIの軍事利用、自律型致死兵器システム(LAWS)規制をめぐる対応」、「人道主義をめぐる対応」、「気候変動が安全保障に及ぼす影響をめぐる対応」及び「国連改革をめぐる対応」の計7項目から成る提言を行っている。

(国民生活・経済及び地方に関する調査会)

国民生活・経済及び地方に関する調査会は、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、調査の内容を踏まえ、「雇用・労働環境の改善」、「地域社会の活性化及び再生」、「子ども・若者、経済的困難者等への支援」及び「障がい者の障壁の解消」について提言を行っている。また、調査会決議としては平成15年以来22年ぶりとなる「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を行っている。

(資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会)

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」について3年間にわたり調査を行った。最終報告では、3年目の調査の概要を取りまとめるとともに、政府及び関係者に要請するものとして、「エネルギー安全保障の確立」、「脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の在り方」、「イ

ノベーションの推進」、「需要側の取組の推進」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」、「公正な移行」、「持続可能社会の実現に向けた地域の取組」及び「人材の育成・確保」の8本の柱から成る提言を行っている。

5 その他

（１）参議院改革協議会

協議会は今国会中、5回開会された。

2月19日、委員会等における参考人のオンラインによる出席について、報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

5月14日及び30日に参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割）について意見交換を行った。また、6月6日に参議院の在り方（二院制の下に参議院が担う機能・役割、令和10年の通常選挙を見据えて検討すべき論点と今後の協議の進め方）について各会派から意見表明を行った。6月18日、「参議院の在り方」、「参議院選挙制度」等の協議結果を取りまとめた報告書を議長に提出することを協議決定し、同日議長に報告書を提出した。

（２）参議院各会派代表者懇談会

参議院各会派代表者懇談会は、議長、副議長、議院運営委員長、各会派の代表者及び参議院改革協議会座長が出席して、2月28日及び6月19日の2回開会された。

2月28日の同懇談会では、2月19日に議長に提出された参議院改革協議会報告書「委員会等における参考人のオンラインによる出席について」が了承された。同報告書を受け、3月14日、参議院規則及び参議院憲法審査会規程が改正された。

また、6月19日の同懇談会では、6月18日に議長に提出された参議院改革協議会報告書が了承された。

（３）行政監視

行政監視委員会は、6月4日に行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、6月13日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月18日の本会議で、村上総務大臣から令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

（４）国会同意人事案件

今国会に提出された26機関99名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（５）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が4月23日、5月21日及び6月11日に開会され、野田佳彦君（立憲）、前原誠司君（維新）及び玉木雄一郎君（国民）と石破内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（６）憲法審査会

審査会は6回開会された。

4月2日は、憲法に対する考え方について、意見の交換を行った。4月16日は、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について、意見の交換を行った。5月7日は、「憲法に対する考え方について（災害時等の選挙制度）」について、政府参考人から説明を聴取するとともに、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。5月21日には、「憲法に対する考え方について（憲法と現実のかい離）」について、意見の交換を行った。6月4日は、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、参考人から意見を聴取した後、質疑を行った。6月18日には、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、意見の交換を行った。

（７）情報監視審査会

審査会は5回開会された。

2月3日は、特定秘密の管理について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。同日及び2月14日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った。2月27日には、防衛省（東京都）への委員派遣を実施し、必要に応じて特定秘密の提示を受けながら説明を聴取した。4月18日には、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、政府参考人からの説明聴取及び質疑を行った後、城内内務大臣及び政府参考人に対し、締めくくりに質疑問を行った。

また、6月6日の審査会において、令和6年6月1日から令和7年4月30日までを対象期間とした審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する年次報告書（令和7年6月）を決定し、議長に提出した。その後、6月13日の本会議において、会長が同報告書の概要等について報告を行った。

（８）政治倫理審査会

審査会は第216回国会（臨時会）閉会中、3回開会された。

12月25日、議員赤池誠章君、議員井上義行君、議員石井正弘君及び議員石田昌宏君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。1月14日、議員上野通子君及び議員江島潔君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。1月20日、議員岡田直樹君及び議員加田裕之君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。

また、第217回国会（常会）中は、8回開会された。1月27日、議員北村経夫君、議員佐藤啓君及び議員酒井庸行君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。1月31日、議員末松信介君及び議員高橋はるみ君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。2月5日、議員長峯誠君及び議員野上浩太郎君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。2月7日、議員羽生田俊君及び議員堀井巖君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。2月19日、議員宮本周司君及び議員山田宏君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。3月7日、議員山本順三君及び議員吉川ゆうみ

君からそれぞれ弁明を聴取した後、質疑を行った。4月18日、議員山崎正昭君から弁明を聴取した後、質疑を行った。

6月4日の審査会において、被申立議員29人に政治的道義的に責任があると認めることを決定した。同日、事案の概要及びこれに関する審査の結果を記載した報告書を政治倫理審査会会長から議長に提出した。

（９）天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応

今国会において、両議院正副議長は、各政党・各会派が出席する「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告を受けた立法府の対応に関する全体会議」を4回行った。

（10）調査研究広報滞在費をめぐる動き

参議院において設置された調査研究広報滞在費に関する協議会は、今国会中、7回開催された。また、調査研究広報滞在費に関する両院合同協議会は3回開催された。

4月15日に開催された第3回調査研究広報滞在費に関する両院合同協議会において、調査研究広報滞在費の使途報告・公開・残額返還に係る両院議長協議決定案が取りまとめられた。

これを受け、4月24日に衆議院議院運営委員会、4月25日に参議院議院運営委員会において、調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開並びに残額の返還に関する規程が決定された。同規程では、調査研究広報滞在費の使途の報告及び公開が義務付けられるとともに、残余の額がある場合には、報告書が公開された日から20日以内に返還しなければならないこと等が定められた。